

ディーゼル車への粒子状物質 減少装置装着に対する補助

埼玉県では、大気汚染を改善するため、ディーゼル車の運行規制を行っていますが、平成18年4月1日からは二段階目の基準による規制を実施しています。

この規制に対応して粒子状物質減少装置を装着する場合、次とおり補助金を交付していますので、ぜひご活用ください。

対象 次の(1)～(4)の条件をすべて満たす車

- (1)平成18年4月1日現在の県内登録車（使用の本拠がさいたま市の車両はさいたま市へ申請）
 - (2)車両総重量が3.5t超のディーゼル車（貨物・乗合・特殊自動車）
 - (3)長期規制適合車（形式がKK、KL等）
 - (4)初度登録が平成16年3月以前で、申請時点で条例に適合（初度登録から7年を経過していない）している車
- （注1）初度登録が平成13年3月以前の車両に対する補助は、

本年度で終了し

ます。それ以外の車両も早期に装置を装着してください。

（注2）埼玉県トラック協会会員で緑ナンバーの車両は協会へ申請してください。



補助金額

粒子状物質減少装置装着費用の1/4以内（上限額…車両1台当たり10万円、1申請当たり200万円）

受付日時

平成19年1月31日水まで（土日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）

午前9時30分～11時30分
午後1時～3時

ただし、予算額に達ししだい終了

受付・問合せ

埼玉県環境部青空再生課

☎048(830)3063
☎048(830)4772

アライグマやカミツキガメ を見つけたら！

最近、県内でアライグマやカミツキガメが発見されています。

アライグマやカミツキガメを見つけたら、たいへん危険ですので、むやみに手を出さず、速やかに久喜警察署もしくは町生活環境課にご連絡ください。

手を出さない

アライグマやカミツキガメを発見した場合は、かみつくなどたいへん危険ですので、興味本位で手を出したりしないようにしてください。

放さない

アライグマやカミツキガメを飼育が大変だからと野外に放さないでください。

平成17年6月1日から外来生物法が施行され、カミツキガメなどの特定外来生物を野外に放つことは禁止されています。

アライグマ



カミツキガメ



連絡先

久喜警察署

☎0480(24)0110

生活環境課環境衛生係

内線 152～154